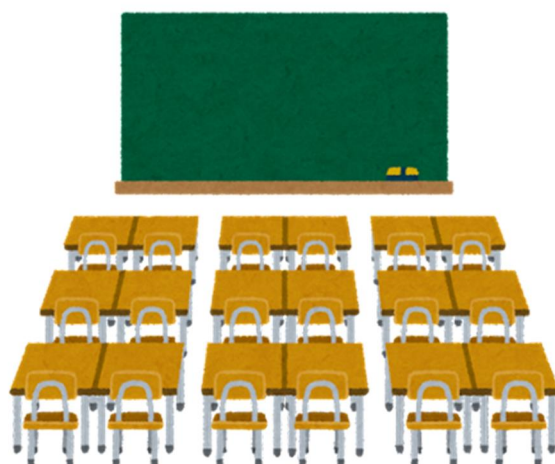


公立夜間中学設置等による 教育機会の確保に向けて



令和2年11月

北海道教育委員会

目 次

はじめに	1
1 公立夜間中学等の設置が求められる背景	2
(1) 公立夜間中学の役割	
(2) 地方公共団体の役割	
(3) 教育機会の確保に向けたニーズ把握の必要性	
2 本道の状況	4
(1) 夜間中学入学対象者の状況	
① 未就学者	
② 外国人居住者	
③ 不登校生徒	
(2) 本道における教育機会の提供状況	6
3 道教委の取組	7
(1) 本道における夜間中学等の在り方についての検討状況	
① 【平成 27 年度】調査研究事業の実施	
② 【平成 28 年度】自主夜間中学生徒・形式卒業者等を対象とした調査実施	
③ 【平成 29 年度】「夜間中学等に関する協議会」設置	
④ 【平成 30 年度】札幌市周辺地域における住民を対象とした調査実施	
(2) 「夜間中学等に関する協議会」における検討状況	8
① 札幌市における公立夜間中学の設置（第 4 回協議会：平成 31 年 1 月）	
② 本道における教育機会の提供の在り方について（第 5 回協議会：令和元年 11 月）	
③ 地域の実情に応じた教育機会の保障が基本（第 6 回協議会：令和 2 年 2 月）	
4 資料 <Q & A>	10
Q 1 法律の概要 Q 2 入学対象(1) Q 3 入学対象(2) Q 4 教育内容 Q 5 教育課程編成上の留意点 Q 6 授業日数や授業時間 Q 7 日本語指導 Q 8 通学困難生徒への対応 Q 9 教科書給与 Q 10 設置形態(1) Q 11 設置形態(2) Q 12 教職員定数や地財措置 Q 13 設置検討支援 Q 14 入学するまでの手続やプロセス Q 15 ニーズ調査の進め方 Q 16 道外の設置検討状況 Q 17 公立夜間中学（事例） Q 18 教育機会の提供方法（事例） Q 19 問合せ先	
おわりに	29

はじめに

平成 28 年 12 月、超党派による議員立法により「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が制定され、平成 29 年 3 月には、法第 7 条第 1 項の規定に基づく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が文部科学省から示されました。

このことを踏まえ、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、札幌市教育委員会と連携した調査研究の実施や、「夜間中学等に関する協議会」（以下「協議会」という。）を立ち上げるなどして、道内における公立夜間中学の設置など、義務教育未修了者等に対する教育機会の提供の在り方について検討を進めてきたところです。

このような中、令和元年 9 月には、札幌市が公立夜間中学の設置を表明し、令和 4 年 4 月の開校に向け、具体の準備が進められております。

一方、道教委が令和元年 5 月に行った調査では、札幌市以外の地域において、教育機会確保法や基本指針の趣旨に沿った教育機会の提供や実態の把握などが行われているのは、1 市のみという状況でありました。

また、これまでに開催してきた協議会では、夜間中学等に関する各自治体や住民の理解をさらに深める必要があるとのご意見をいただいております。

このようなことを踏まえ、道教委では、公立夜間中学設置等による教育機会の確保などについて、市町村における理解が一層促進されるよう、教育機会確保法等の趣旨や、教育機会の確保のための道内外の実践事例などを取りまとめ、本資料を作成しました。

市町村教育委員会におかれましては、本資料の活用により、公立夜間中学に対する潜在的ニーズの把握や、地域の実情や住民のニーズに応じた教育機会の提供に向け、取組を進めていただければ幸いです。

北海道教育庁学校教育局義務教育課

1 公立夜間中学等の設置が求められる背景

(1) 公立夜間中学の役割

我が国においては、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、こうした生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）が、中学校に付設されました。

公立夜間中学は、令和2年4月現在、10都府県28市区に34校が設置されており、在籍生徒については、義務教育未修了の学齢超過者のほか、近年は、日本国籍を有しない生徒が増加し、全体の約8割を占めています。

また、不登校など、様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業し、中学校での学び直しを希望する方が学ぶ事例も少なくありません。

現在の公立夜間中学は、このような多様な方々に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障する役割を担っています。

(2) 地方公共団体の役割

教育機会確保法においては、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、その提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、地方公共団体の役割を次のように定めています。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

この中で夜間その他特別な時間において授業を行う学校（夜間中学等）における就学の機会の提供等に関する事項について、基本指針では、「全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている」とし、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、設置を促進するとともに、夜間中学等における受入対象者の拡充等を図ることが示されています。

(3) 教育機会の確保に向けたニーズ把握の必要性

今日の公立夜間中学には、義務教育未修了の学齢超過者のほか、日本国籍を有しない方や不登校などの事情から実質的に教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した方で、中学校での学び直しを希望する方々の受け入れなど、多様なニーズが想定されており、各市町村には、国勢調査等による未就学者の数も踏まえつつ、これらの実態を把握し、夜間中学の新規設置や住民のニーズに応じた学習機会の提供などが期待されています。

文部科学省の委託事業による「夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン」*においては、本道の夜間中学の潜在的入学対象者の顕在化に関する推計について、未就学者、外国人未就学者（いずれも平成 22 年国勢調査結果）、不登校生徒（平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における 90 日以上欠席した生徒数）のそれぞれの全道合計人数を母数とし、公立夜間中学が設置されている都府県における平均の顕在化率で計算した場合、北海道においては、義務教育未修了者や外国籍の方、さらに形式卒業生など 80 名以上の方々のニーズが顕在化し、また最大の顕在化率で計算した場合では、200 名以上の可能性があるとしており、各市町村には、住民の教育機会の確保に向けた丁寧なニーズ把握が求められています。

※ 文部科学省「平成 29 年度『中学校夜間学級の設置促進等推進事業（委託研究Ⅲ）』
～夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン～（株式会社トークアイ）」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf

2 本道の状況

(1) 夜間中学入学対象者の状況

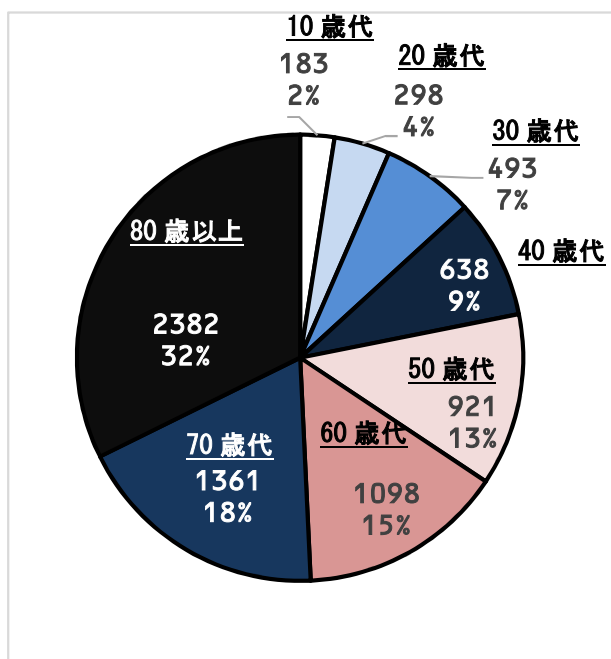
公立夜間中学で学ぶ対象となり得る方々について、以下、道内の状況を区分ごとに記載します。

① 未就学者

平成 22 年の国勢調査によると、本道における未就学者は 7,374 人で、道内 179 市町の 92% にあたる 165 市町村に未就学者がおり、中でも札幌市は 2,001 人と最も多くなっています。

本道の未就学者の状況

【未就学者の年齢世代別内訳】



出典：総務省「国勢調査」（平成 22 年）

【未就学者が 100 人を超える市町村】

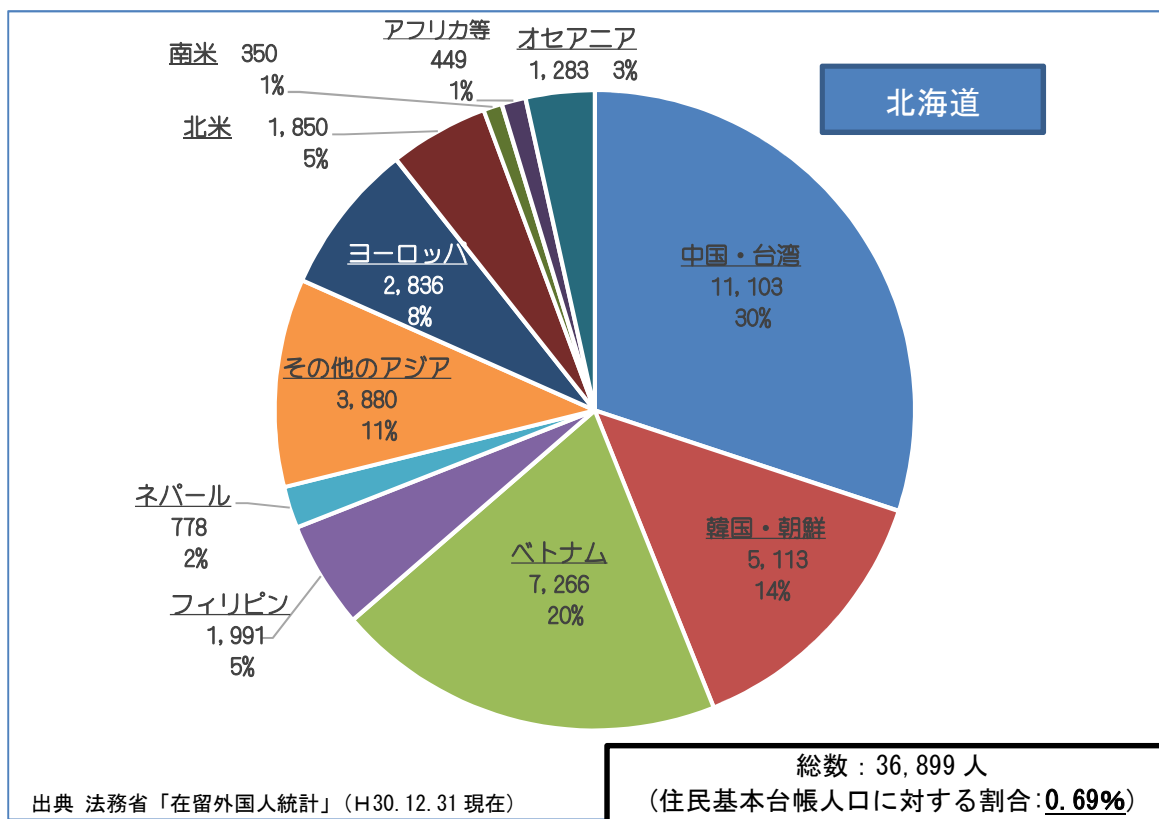
市町村名	未就学者数
札幌市	2,001人
旭川市	557人
小樽市	308人
苫小牧市	258人
函館市	254人
北広島市	199人
帯広市	173人
釧路市	143人
北斗市	127人
北見市	121人
新篠津村	110人
千歳市	107人
豊浦町	105人
全道計	7,374人

② 外国人居住者

平成 30 年 12 月 31 日現在の法務省「在留外国人統計」によると、本道における外国人居住者は、36,899 人となっており、地域別では、アジア地域が全体の 81.7% を占めています。

外国人居住者は、近年、増加傾向にあり、平成 29 年との比較では、32,408 人から 4,491 人の増、平成 25 年との比較では、22,629 人から 5 年間で 14,270 人の増となっています。

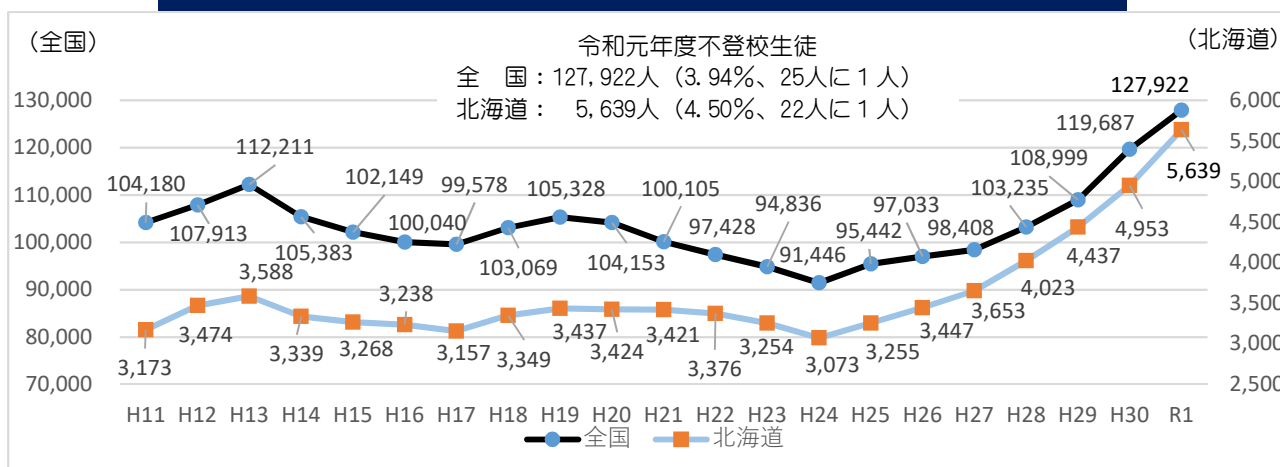
在留外国人の国籍の状況



③ 不登校生徒

文部科学省の調査によると、本道における令和元年度の国公立中学校の不登校生徒数は、5,639人で、平成30年度との比較では、4,953人から686人の増、平成26年度との比較では、3,447人から2,192人の増となっています。

不登校生徒の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 本道における教育機会の提供状況

道教委では、教育機会確保法が制定されたことなども踏まえ、これまでに、本道における実態を把握するため、札幌市教育委員会と連携し夜間中学に関わる調査研究の実施や、学識経験者や民間団体等の代表者からなる協議会を立ち上げ、本道における公立夜間中学の設置など、義務教育未修了者等に対する教育機会の提供の在り方等について、検討を進めてきました。

このような中、札幌市においては、札幌市立の公立夜間中学を令和4年4月に開校することが表明され、現在具体的な準備が進められていますが、道教委が令和元年5月に実施した調査では、札幌市以外では、教育機会確保法や基本指針の趣旨に沿った実態調査や教育機会の提供などが行われているのは、1市に止まっている状況であり、今後、他の地域においてもニーズ把握などの取組が推進されることが望まれます。

一方で、公立夜間中学以外の教育機会の提供については、ボランティアで運営されている、いわゆる民間の「自主夜間中学」として、札幌市のほか、函館市、旭川市、釧路市において、それぞれ活動があります。

民間の「自主夜間中学」は、学校教育法に規定する中学校ではないことから中学校の卒業資格を得ることはできませんが、未就学者のほか、学び直しを求める中学校既卒者、外国籍の方など、幅広い方々が学べる場所となっています。

特に、規模の大きい「札幌遠友塾自主夜間中学」では、70名を超える方々が毎週1回、2科目を学んでおり、生徒とほぼ同数のボランティアスタッフの方々がその学びを支えています。

また、遠友塾には札幌近郊に止まらず、遠方から通っている方もおり、夜間中学等での学習を希望している方々が各地域に点在していると思われます。

この他に、学齢期の不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導など、社会的自立に資することを目的に教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が、令和2年6月現在、道内で47市町村に55センター（教室）設置されています。

また、生涯学習の理念を大切にしている取組も推進されており、道教委が把握しているものとしては、苫小牧市教育委員会が設置する「再チャレンジ塾『ナナカマド教室』」があり、ここでは「さまざまな理由により、学齢期に就学することの出来なかった方々を対象に、『学びなおしの機会』として学習する場を提供する。」ことを目的とし、小学校3・4年生程度の国語、算数、社会、英語のほか、見学学習や学校を利用した授業体験・給食体験なども行われています。苫小牧市教育委員会では、この事業の周知や実施が、公立夜間中学の入学希望者の顕在化にもつながるものとして取組を進めています。

3 道教委の取組

(1) 本道における夜間中学等の在り方についての検討状況

① 【平成 27 年度】調査研究事業の実施

道教委では、平成 27 年度に札幌市教育委員会と連携し、文部科学省の委託を受け、公立夜間中学の設置に関する課題や対応の在り方などについての調査研究事業を実施しました。

この調査研究事業では、札幌市、函館市、旭川市、釧路市で活動している自主夜間中学の生徒及びスタッフを対象としたアンケート調査を行いました。その結果、入学希望者数を把握することは困難であるものの、公立夜間中学設置への関心やニーズが少なからずあるという結果を得ました。

この他、設置に向けた課題の対応として、

道においては、

- ・教職員の配置基準や人事の仕組みづくり
- ・教職員の手当などの勤務条件
- ・教職員への研修の実施
- ・市町村への情報提供及び助言 など

設置者としての市町村教育委員会においては、

- ・入学要件
- ・校舎等の確保
- ・広報や入学希望者の把握方法
- ・就学援助の在り方
- ・給食の実施 など

それぞれ、検討すべき内容について整理し、協議会等での議論に活用しています。

② 【平成 28 年度】自主夜間中学生徒・形式卒業者等を対象とした調査実施

平成 27 年度に行ったアンケート調査を踏まえ、自主夜間中学の生徒及び、卒業生のほか、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した、いわゆる形式卒業者を対象に、公立夜間中学への通学の意向の有無などについて、改めてアンケート調査を行いました。

自主夜間中学の生徒及び卒業生については、回答者総数 166 名のうち、半数を超える 87 名の方が「公立夜間中学で学びたい」との意向を有していることが明らかになりました。

また、形式卒業者の調査については、市町村教育委員会から、中学校卒業後、進学も就職もしていない方でアンケートに協力いただける方を紹介いただいて実施しており、回答総数 15 名のうち 10 名の方から「公立夜間中学で学びたい（中学校の勉強をやり直して、学力を身に付けたい。）」との意向が示されたところです。

③ 【平成 29 年度】「夜間中学等に関する協議会」設置

道教委では、平成 29 年 11 月に様々な立場の方から幅広くご意見を伺いながら、本道における夜間中学等の在り方などについて、具体的な検討を進めるため、道と札幌市の職員に加えて、学校職員や自主夜間中学などの民間団体の関係者、学識経験者等により構成される法定協議会（教育機会確保法第 15 条）に準じた協議会として、「夜間中学等に関する協議会」を設置しました。

④ 【平成 30 年度】札幌市周辺地域における住民を対象とした調査実施

平成 30 年度には、上記アンケート調査の結果から潜在的ニーズが他の市町村よりも多くあると想定される札幌市を中心に、通学範囲と考えられる石狩管内の全市町村と小樽市、岩見沢市の協力を得て、夜間中学へ通いたいという意向をもっている方々に、通いたい理由や年齢・性別、居住市町村などを回答いただけるよう、夜間中学について紹介するパンフレットの裏面を利用した調査票を日本語版のほか、英語、中国語版で作成し、公民館やコミュニティセンター、公立図書館など、約 230 箇所の公共施設等に約 8,000 枚を設置してニーズ調査を実施しました。

平成 30 年 9 月から 10 月の約 2 ヶ月間で、727 枚が持ち帰られ、5 名の方から夜間中学で学びたいという連絡をいただき、関係市町村に情報提供しています。なお、各市町村においては、可能な範囲でポスターの掲示やチラシの配架を継続していただいております。

(2) 「夜間中学等に関する協議会」における検討状況

令和元年度までに、計 6 回の会議を開催し、道内の現状を踏まえた検討の方向性やニーズ調査の在り方、本道における公立夜間中学の設置の在り方について協議を行いました。

① 札幌市における公立夜間中学の設置（第 4 回協議会：平成 31 年 1 月）

これまでに蓄積されているデータや各種の調査結果なども踏まえ、公立夜間中学について「札幌市内への設置を前提として協議を進める」ことについて協議会で確認されるなど、札幌市における公立夜間中学の設置判断にも、少なからず協議会の意見が尊重されたものと考えています。

② 本道における教育機会の提供の在り方について（第 5 回協議会：令和元年 11 月）

札幌市の公立夜間中学設置に向けた表明を踏まえ、道内各地域における取組などについて、道教委が各市町村を対象に実施した調査や、その結果に基づき実施した市町村との意見交換、さらには、道外公立夜間中学への視察結果などを報告（Q & A に掲載）し、本道における公立夜間中学の設置を含む、教育機会の提供の在り方等について協議いただきました。

③ 地域の実情に応じた教育機会の保障が基本（第 6 回協議会：令和 2 年 2 月）

第 5 回協議会における、「夜間中学を知ってもらうためには、さらなる認知拡大が必要である」との意見を踏まえ、本資料の作成に向けて、掲載すべき内容、事例、配慮すべき事項等について、協議いただきました。

また、以下のような意見が出されました。

- ・ 地域の実情に応じた教育機会の保障が基本であり、改めて認識する必要があること

- ・日本語教育が必要だというニーズや中学校の課程を学びたいというニーズなどがあり、市町村主体による丁寧な確認が必要であること
- ・夜間中学に関する認知拡大を図る働き掛けなどについて継続的に行うこと
- ・国においては、都道府県が夜間中学を設置した場合においても、教職員給与に要する経費を平成29年4月から国庫負担の対象として、都道府県立による夜間中学の設置も含め促進しており、札幌市における公立夜間中学設置に向けた協力はもとより、札幌市以外の地域での夜間中学設置について、北海道の広域性なども踏まえ、道が主体的に支援を行うことが必要であること

道教委としては、これらのご意見を踏まえ、市町村が地域の実情に応じ公立夜間中学の設置や、その他の学習機会を提供するための方策について、検討を進めることができるよう、支援策の充実や設置に向けた条件整備について国に要望するとともに、公立夜間中学が果たす役割などについて本資料などを活用して広報活動を行うほか、引き続き必要な対応について検討を進め、義務教育の機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

各市町村におかれましては、「教育機会確保法」制定の趣旨をご理解いただき、適切に義務教育の機会の確保に向け、実態に即した取組の推進をお願いいたします。

本資料は、文部科学省『夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）』等を参考に作成しています。

文部科学省の資料は以下の URL から参照できます。

文部科学省『夜間中学の設置・充実に向けて（手引第2次改訂版）』

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/_icsFiles/afieldfile/2018/09/26/1381010_01.pdf

『夜間中学の設置促進・充実について』

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

資料 <Q & A>

公立夜間中学の設置を含む教育機会の確保等について、理解をより深めていただくために、Q&Aを作成しましたのでご活用ください。

【法律の概要】	
Q1 「夜間中学」について、法律の概要などを教えてください	11
【入学対象(1)】	
Q2 公立夜間中学にはどのような人が入学できるのか教えてください	12
【入学対象(2)】	
Q3 小学校未修了の学齢超過者など入学できる対象について教えてください	12
【教育内容】	
Q4 教育内容はどのように設定するのか教えてください	13
【教育課程編成上の留意点】	
Q5 特別の教育課程を編成する際の留意点を教えてください	14
【授業日数や授業時間】	
Q6 公立夜間中学の年間授業日数や授業時間を教えてください	15
【日本語指導】	
Q7 日本語指導はどのように実施するのか教えてください	16
【通学困難生徒への対応】	
Q8 夜間の通学が困難な生徒への対応について教えてください	17
【教科書給与】	
Q9 教科書の給与はどのように行われるのか教えてください	17
【設置形態(1)】	
Q10 公立夜間中学の設置形態にはどのようなものがあるか教えてください	18
【設置形態(2)】	
Q11 公立夜間中学は、設置市区町村以外からの生徒を入学させることはできるのか、 また設置者は都道府県か、市区町村か教えてください	19
【教職員定数や地財措置】	
Q12 教職員定数や学校運営に係る地財措置について教えてください	19
【設置検討支援】	
Q13 夜間中学の設置を検討する場合、どのような支援を受けられるのか教えてください	20
【入学するまでの手続やプロセス】	
Q14 入学するまでの手続やプロセスは、どのように進められているか教えてください	21
【ニーズ調査の進め方】	
Q15 住民に対するニーズ調査等の進め方について教えてください	21
【道外の設置検討状況】	
Q16 夜間中学の設置に向けた道外における検討状況について教えてください	23
【公立夜間中学（事例）】	
Q17 公立夜間中学校の具体的事例について教えてください	24
【教育機会の提供方法（事例）】	
Q18 教育機会の提供は、どのような方法が考えられるのか教えてください	25
【問合せ先】	
Q19 相談窓口や問合せ先を教えてください	29

公立夜間中学の設置を含む教育機会の確保に向けて（Q & A）

Q 1 「夜間中学」について、法律の概要などを教えてください。

A 1： 平成28年12月14日「義務教育の段階に相当する教育機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が公布されました。

教育機会確保法では、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、夜間中学の設置・充実に向けて、以下の内容が示されました。

教育機会確保法 第四章 【抜粋】

夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

第14条

「地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされました。

文部科学省：夜間中学の設置・充実に向けて 【抜粋】

法律第14条においては、学齢期を経過した者であつて小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられています。

- ・これを受け、地方公共団体においては、夜間中学を新たに設置すること
 - ・夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ること
- などに取り組むことが求められます。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月文部科学省）（以下「基本方針」という。）では、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう推進するとされ、さらに「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）では、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとされており、文部科学省では夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進しています。

Q 2 公立夜間中学にはどのような人が入学できるのか教えてください。

A 2 : 夜間中学等は、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した方々に対して教育の機会を提供してきています。

現在は、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の方、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した方で、中学校等で学び直すことを希望する方々を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されています。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重し、夜間中学等で受け入れることも可能とされています。

対象者は、

- ① 義務教育未修了の方
- ② 母国で義務教育を十分に受けることができなかった外国籍の方
- ③ 入学希望既卒者
- ④ 不登校学齢生徒

昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特認校に係る申請をする必要があります。

なお、現在設置されている公立夜間中学では、外国籍の方を含め、学齢生徒を受け入れている夜間中学はありません。

入学資格は、公立夜間中学を設置する際に、学校の設置者が定めることとなりますが、地域の実情に応じて広く受入れを進めることが望まれています。

Q 3 小学校未修了の学齢超過者は、公立夜間中学の入学の対象となり得ますか。また、学び直しを希望する中学校既卒者や外国籍の方が、入学対象となり得るのはなぜなのか教えてください。

A 3 : 国では、**小学校未修了の学齢超過者については、『小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて』(平成28年6月17日付け28初初企第7号通知)**において、「小学校未修了者が中学校夜間学級等への入学を希望する場合は入学を認めることが適当」としています。

また、**学び直しを希望する中学校既卒者については**、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」(平成27年7月30日付け27初初企第15号通知)により、「不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に

生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる。要件に該当すると認められる場合は各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。」とされています。

さらに、外国籍の方については、基本指針3(2)において、「夜間中学等について、・・・本国において義務教育を修了していない外国籍の者・・・を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。・・・受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。」とされています。加えて、日本政府が批准した「国際人権規約(社会権規約)」第13条において、就学機会の保障について、次のように示されています。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」第13条(一部略)

- 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。
- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
 - (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

Q 4 公立夜間中学には、様々な生徒の入学が想定されますが、教育内容はどのように設定するのか教えてください。

A 4 : 基本的には、中学校段階の教育内容を設定することが必要です。

ただし、特別の教育課程を編成、実施することが可能となっており、生徒一人一人のニーズや能力に応じた教育内容を設定することができます。

その場合においても、「各教科がバランスよく配置されること、総合的な学習の時間や特別活動も実態に応じて配置されること」に留意する必要があります。

教育機会確保法第3条第4号の基本理念では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。」が示されています。

また、基本指針の中で夜間中学等における教育は、「個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。」としています。

Q 5 公立夜間中学で、特別の教育課程を編成する際の留意点等について教えてください。

A 5 : 公立夜間中学では、学齢を経過した方に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程が編成できるとされており、その概要や留意事項は、次のとおり示されています。

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第18号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5関係）

2 学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件（平成29年文部科学省告示第60号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第56条の4（同令第79条、第79条の6及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第132条の5に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。こと。

- (1) 特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。こと。
- (2) 中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。こと。
- (3) 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。こと。

第2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- (1) 学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。こと。
- (2) 夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものである。こと。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第21条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなること。

Q6 公立夜間中学の年間授業日数や授業時間について教えてください。

A6： 他都府県の公立夜間中学では、例えば、次のように設定されています。

(1) 年間授業日数配当表

【日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年	15	19	20	17	4	19	21	20	18	17	18	17	205
2年	15	19	20	17	4	19	21	20	18	17	18	17	205
3年	15	19	20	17	4	19	21	20	18	17	18	14	202

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

【時間】

	1年	2年	3年
国語	112	112	84
社会	56	56	56
数学	84	84	84
理科	56	56	84
音楽	28	28	28
美術	28	28	28
保健体育	56	56	56
技術・家庭	28	28	28
外国語(英語)	84	84	84
小計	532	532	532
特別の教科 道徳	14	14	14
総合的な学習の時間	8	8	8
特別活動(学級活動)	14	14	14
総計	568	568	568

(3) 学年別週授業回数

【時間】

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳・学活	合計
1年	4	2	3	2	1	1	2	1	3	1	20
2年	4	2	3	2	1	1	2	1	3	1	20
3年	3	2	3	3	1	1	2	1	3	1	20

(4) 日課表

項 目	時 間
学級活動	17:35 ~ 17:40
1校時	17:40 ~ 18:20
食 事	18:20 ~ 18:50
2校時	18:50 ~ 19:30
3校時	19:35 ~ 20:15
4校時	20:20 ~ 21:00

Q 7 外国籍の生徒に対する日本語指導はどのように実施するのか教えてください。

A 7 : 公立夜間中学における日本語指導に関して、文部科学省は、「夜間中学は学校として各教科等の指導を行うものであり、生徒の状況に応じて重点的に日本語指導を行う期間を設けるなど必要な日本語指導は行いつつも、例えば専ら日本語の習得を目的としている語学学校等のように捉えて利用するなど、夜間中学の目的と合致しないことにならないようにすることが必要である。」としています。

他都府県の公立夜間中学では、日本語指導について、例えば、次のように指導されています。

(例 1)

中学1年生程度の内容で必要に応じて小学校の内容も学ぶ「ベーシックコース」、中学1年生の復習をしながら、中学2年生程度の内容を学ぶ「ミドルコース」、中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学ぶ「チャレンジコース」を基本としつつ、授業で話される日本語に不安のある生徒を対象に、国語・理科・社会の代わりに日本語指導を行い、日本語が理解できるようになったら上記コースに移る「スタートコース」を設定して対応するもの。

(例 2)

授業で話される日本語に不安のある生徒を対象に、半年から一年以内の期間で「取り出し授業」を実施するもの。「取り出し授業」は、1年生国語(週4コマ)、英語(週3コマ)、社会(週2コマ)で2・3年生は実施しない。

なお、文部科学省では、各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の支援として日本語指導補助者、母語支援員を派遣する補助事業を行っています。
(補助対象：都道府県、指定都市・中核市 補助率：1/3)

Q 8 夜間の通学が困難な生徒への対応について教えてください。

A 8 : 公立夜間中学は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校」であり、夜間に特定されたものではありませんが、夜間中学に通う方は、就業していることが多いため、夜間に開設されているものがほとんどです。

なお、他都府県では、夜間中学に昼間部を設け対応している以下のような例もあります。

(例) 夜間の通学が困難な生徒に対応するため、午後からの授業を取り入れています。

	昼の部	夜の部
第1校時	13:30～14:15	17:30～18:15
第2校時	14:20～15:05	18:20～19:05
交流	15:05～15:20	19:05～19:25
第3校時	15:20～16:05	19:25～20:10
第4校時		20:15～21:00

Q 9 公立夜間中学における、教科書の給与はどのように行われるのか教えてください。

A 9 : 平成29年3月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う教科書給与について」により、市町村で採択されている中学校の教科書が給与されることを基本として、特別の教育課程の編成に応じた下学年の教科書も給与できることとなっています。

「令和2年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について」

(令和2年1月31日付け元初教科第31号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知) (一部略)

2 給与対象教科書について

(10) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第18号)及び学校教育法施行規則第56条の4等の規定による特別の教育課程について定める件(平成29年文部科学省告示第60号)」(以下、「特別の教育課程についての特例告示」という。)の取扱いに基づく教科書給与について

(ア)「特別の教育課程についての特例告示」第1項の取扱いによる場合は、在籍している学年よりも下学年の教科書を給与することができること。

ただし、次の①から③に留意すること。

- ① 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第1項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、下学年の教科書を給与することはできないこと。
- ② 学習指導要領に定められた教科書を履修する場合に、当該教科書の教科書を給与することが可能であり、当該教科書とは別の教科書の履修又は教科外の学習のために当該教科書の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 中学校夜間学級（以下「夜間中学」という）等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。

(イ)「特別の教育課程についての特例告示」第2項の規定により、中学校段階において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合における教科書給与の取扱いについては、小学校用教科書を給与することができること。

ただし、次の①から④に留意すること。

- ① 課外授業や補習等、「特別の教育課程についての特例告示」第2項の規定により特別の教育課程を編成・実施していない場合については、教科書を給与することはできないこと。
- ② 学習指導要領に定められた教科書を履修する場合に、当該教科書の教科書を給与することが可能であり、当該教科書とは別の教科書の履修又は教科外の学習のために当該教科書の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 夜間中学等に入学後に給与された教科書と同じ教科書を再度給与することは、原則としてできないこと。
- ④ 給与する小学校用教科書は、当該夜間中学等が設置されている市町村において採択された教科書であること。

Q10 公立夜間中学の設置形態にはどのようなものがあるか教えてください。

A10: 公立夜間中学には、中学校の校舎の中に、二部授業を行う夜間学級として設置される方法、中学校とは別の教育施設等を利用した分校や単独校として設置する方法が考えられます。

なお、現在設置されている夜間中学の多くは、中学校の校舎の中に二部授業を行う学級として置かれていますが、交通の利便性等を考慮して、他校種の校舎等を一部利用したり、統廃合後の空き校舎を活用したりして設置した事例などもあります。

Q11 公立夜間中学は、設置市区町村外からの生徒を入学させることはできるのか、また公立夜間中学の設置者は都道府県か又は市区町村か教えてください。

A11: 就学機会の提供を望む夜間中学未設置の市区町村に在住する学齢経過者を入学させることは可能です。設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合、市区町村間で覚書を交わすなど、公立夜間中学を設置する市区が当該夜間中学の設置・運営に係る経費の一部を生徒が居住する市区町村に対し、負担を求めている事例があります。

また、平成29年3月、義務教育国庫負担法の一部が改正され、夜間その他特別な時間に授業を行う教職員給与の3分の1の経費が国庫負担の対象となり、都道府県立での設置も可能です。

Q12 公立夜間中学を設置した際の、教職員定数や学校運営に係る地財措置について教えてください。

A12: 教職員定数については、「小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準（平成3年3月8日北海道教育委員会決定）」に基づき措置されることになり、夜間学級として設置、分校や単独校として設置した場合で異なります。

1 夜間学級として設置した場合の教職員定数は、次のとおりとなります。

設置前	学級数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	配置数	9	9	10	11	13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30	31	33	35	36	38	39	40	42
設置後	学級数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	配置数	11	13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30	31	33	35	36	38	39	40	42	43	44	46
夜間学級設置に伴う増員数		2	4	5	5	5	5	5	4	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4

2 分校や単独校として設置した場合は、1つの学校とみなして教職員を配置することから、教職員定数は、次のとおりとなります。

[1学年1学級、計3学年3学級（生徒数20名）として設置した場合]

設置形態	校長	教頭	教諭	養護教諭※1	事務職員※2
分校	—	1	8	1	1
単独校	1	1	7	1	1

※1 養護教諭：3学級11人以上で1名配置 ※2 事務職員：3学級15人以上で1名配置

また、公立中学校の運営費については、夜間中学であっても毎年度、設置する市町村に対して地方交付税による財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立夜間中学の生徒数、学級数、学校数がそれぞれ測定単位となっています。

Q13 公立夜間中学の設置を検討する場合、どのような支援を受けられるのか教えてください。

A13： 文部科学省では、公立夜間中学のさらなる設置促進を目的に、「夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）」として予算計上しており、その内容は、

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、設置準備を行う2年間は4,000千円、開設後3年間は2,500千円を上限に補助（補助率1/3）。

具体的なメニューとして、設置準備を行う2年間については、

- ①開設コーディネーター人件費
- ②ニーズ調査実施経費
- ③会議費
- ④先進地視察経費
- ⑤広報、説明会開催経費

となっており、開設後の3年間については、

- ①夜間中学の教育活動に要する経費
- ②夜間中学の教材整備等に必要な経費
- ③人件費（非常勤講師、看護師等）となっています。

また、夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証することを目的に、「夜間中学における教育活動充実（委託）」の予算があります。

具体的なメニューとしては、

- ①高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ②不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ③他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ④効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ⑤遠方から通学する生徒への支援の在り方
- ⑥教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用

となっています。

このほか、施設の改修等について、昼間の中学校と同様に、新築・増築等を行う際、国庫負担又は補助の対象になり得ます。

Q14 入学希望者が公立夜間中学に入学するまでの手続やプロセスは、どのように進められているか教えてください。

A14： 他都府県の公立夜間中学では、例えば、次のように進められています。

(例1) 年2回(4月と9月)の入学を認め、次のようなプロセスで対応

- ① 入学希望者は、教育委員会や学校に対して入学意思を申し出る
入学許可願い・入学希望調査票の提出
- ② 教育委員会は学校の収容能力等を確認
- ③ 収容能力等を踏まえ、入学希望者に対する就学履歴の聴き取り等を実施
- ④ 施設見学・体験入学の実施(2週間程度)
- ⑤ 入学審査会を経て入学可否の決定 ⇒ 結果の通知

(例2) 年間を通して入級を認め、次のようなプロセスで対応

- ① 入学希望者は、入級受付票を提出
添付書類：運転免許証・在留カード・健康保険証等、身分証明書の写し
入級受付時に教育委員会による面談の実施
- ② 教育委員会は学校の収容能力等を確認
- ③ 夜間学級における入級相談の実施
- ④ 施設見学・試験登校の実施(2週間程度)
- ⑤ 夜間学級作成の具申書をもとに教育委員会で入級可否を決定 ⇒ 結果の通知

Q15 住民に対するニーズ調査等の進め方について教えてください。

A15： 文部科学省によると、具体的なニーズを保有、または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケート調査を行うことが重要であるとしています。例えば、多くの方々に行きわたる、はがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられ、市町村長部局の福祉、労働、多文化共生担当部局等と連携することも非常に重要です。

ニーズ調査の考え方などは、文部科学省の委託事業による「平成29年度『中学校夜間学級の設置促進等推進事業(委託研究Ⅲ)』～夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン～」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf
が参考になります。

なお、札幌市では次のような手法でニーズの把握を行いました。

1 ニーズ調査に係る基本的な考え方

(1) 目的

- ア 公立夜間中学への入学の可能性がある方の属性の把握
- イ 公立夜間中学にどのようなことを期待されているのかの把握

(2) 想定される主な対象者

- ア 戦後の混乱期等の影響により、十分に義務教育を受けられなかった高齢の方
- イ 不登校等の理由により、十分に義務教育を受けられなかった方
- ウ 母国で日本の義務教育相当の学びを受けられなかった外国籍の方

(3) 手法に関する基本的な考え方

ア 日本国籍

公立夜間中学へのニーズが比較的高いと考えられる方々を支援している関連団体と連携した調査を実施

イ 外国籍

関係部局の「外国人市民アンケート調査」と連携し実施（住民票を活用した、外国籍の方への無作為抽出アンケート）

2 主な調査対象等

主な対象	対象者
高齢者	自主夜間中学在校生（直接説明）
	自主夜間中学卒業生（郵送）
不登校経験者	若者支援総合センター利用者（配架等） ※ センターから対象者に声掛け等を実施
	その他支援団体（郵送）
外国籍	無作為抽出された外国籍市民（郵送） ※ 日本語以外に英語、中国語版も同封

- ・ 自主夜間中学在校生については、可能な範囲で個別にヒアリングを実施。
- ・ その他、ホームページ上のアンケートフォームで実施。

3 具体的な調査項目

(例 1)

■ あなたは公立夜間中学について、どのように関心を持っているか。

- ① 公立夜間中学に通いたい。
- ② 公立夜間中学に通わないが関心がある。

■ あなたのお住まいについて

- ① ○○市内 ②○○市外

■ あなたの国籍について

- ① 日本国籍 ②外国籍

■ あなたは中学校を卒業していますか。

- ① 卒業した（現在の年齢 歳）
- ② まだ卒業していない（現在の学年 小学 年生・中学 年生）

■ 以下の学年で学校に通えていなかった期間があれば、その学年について

- ① 小学校 1～3 年生 ② 小学校 4～6 年生
- ③ 中学校 1 年生 ④ 中学校 2 年生 ⑤ 中学校 3 年生

■ 公立夜間中学への入学を検討する理由について

- ① 中学校の卒業証書がほしい ② 小・中学校の勉強をやりなおしたい
- ③ 高校等へ進学や就職をしたい ④ 今の仕事のために学びたい
- ⑤ 読み書きを覚えたい ⑥ 日本語を覚えたい
- ⑦ 社会常識を身につけたい ⑧ 人間関係づくりがうまくなりたい
- ⑨ その他（)

- 公立夜間中学に入学するとした場合、健康面や経済面などで気になることや不安に感じることなどについて
- これから設置される公立夜間中学について、以下のア～カの中で特に実現してほしいことは、どんなことですか。
 - ア 小学校の勉強も学べるようにしてほしい
 - イ じっくり学ばせたいので、中学校は普通3年で卒業だが、4年以上通えるようにしてほしい
 - ウ 早く卒業できるように、中学2年生や3年生など途中の学年から入学できるようにしてほしい
 - エ 色々な時期に入学できるように、入学を4月だけでなく、7月や10月など他の月にも入学できるようにしてほしい
 - オ 養護の先生やスクールカウンセラーなど相談しやすい体制を充実させてほしい
 - カ その他（ ）

(例2) ※外国人向け

- あなたの中学校段階（13歳～15歳ころに通っていた学校、母国の学校など日本以外の学校を含む。）の通学状況を教えてください。
 - ア 十分に通って卒業した
 - イ あまり通うことができなかった
 - ウ 途中で行くことをやめた（できなくなった）
 - エ 行っていない
- 15歳以上の学び直しのための中学校を〇〇年に設置（授業時間は、〇時〇分～〇時〇分頃）した場合、あなたはこの学校に通いたいと思いますか。
 - ア 入学したい
 - イ 入学を検討したい
 - ウ 入学しない
- 入学したい、または入学を検討したい理由は何ですか。
 - ア 中学校の学力を身につけたい
 - イ 高校等へ進学や就職をしたい
 - ウ 日本語の読み書きをできるようになりたい
 - エ 日本語が話せるようになりたい
 - オ 今の仕事のために学びたい
 - カ 日本の文化や社会を理解したい
 - キ その他（ ）

Q16 夜間中学の設置に向けた道外における検討状況について教えてください。

A16: 教育機会確保法の施行後に新たに平成31年4月、松戸市立第一中学校みらい分校（入学者数22名）、川口市立芝西中学校陽春分校（入学者数77名）、令和2年4月に常総市水海道中学校夜間学級が開校したところですが、令和2年9月現在、夜間中学の設置、又は設置の検討を表明しているのは、次のとおり4県、3市あります。

◎夜間中学の設置に向けた表明をしている県及び市（令和2年9月現在）

〈県（4）〉

徳島県

・令和3年4月に徳島中央高校（徳島市）に併設し「徳島県立しらさぎ中学校」を開校予定

高知県

・令和3年4月に「高知県立高知国際中学校夜間学級」を開校予定

鳥取県

・設置を検討（開校時期未定）

長崎県

・設置を検討（開校時期未定）

〈政令指定都市（2）〉

札幌市

・令和4年4月に開校予定

相模原市

・設置を検討（開校時期未定）

〈市（1）〉

大牟田市

・設置を検討（開校時期未定）

Q17 公立夜間中学の具体的事例について教えてください。

A17： 全国34校の公立夜間中学のうち、ここでは教育機会確保法の施行後に開校した、松戸市立第一中学校みらい分校と常総市立水海道中学校夜間学級を紹介します。

名 称	松戸市立第一中学校みらい分校	常総市立水海道中学校夜間学級
設置年	平成31年	令和2年
生徒数 (令和2年 5月現在)	1学年 2名 2学年 9名 3学年 8名 計19名	1学年 18名 2学年 2名 計20名
国籍別	日本12名、外国籍7名	日本6名、外国籍14名
年代別	10代 9名・20代 1名 30代 0名・40代 3名 50代 4名・60代以上2名	10代 5名・20代 3名 30代 4名・40代 5名 50代 2名・60代以上1名
通 学	市内14名・市外5名	市内11名・市外9名
入学資格	・学齢(満15歳)を超えている人 ・松戸市内在住者（県内他市町村の人は、住まいの市町村教育委員会の許可が必要）	・原則として県内に住んでいて、学齢を超えている人 ・中学校を卒業していない人

	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校を卒業していない人、または卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人 ・みらい分校の生活に支障のない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校を卒業しているが様々な事情により義務教育を十分に受けられなかった人 ・在留資格のある外国人で、日本の義務教育に相当する教育を受けられなかった人
日課	学級活動 17:20～17:25 1校時 17:25～18:05 2校時 18:10～18:50 休憩・食事 18:50～19:15 3校時 19:15～19:55 4校時 20:00～20:40 清掃・学級活動 20:40～20:50	学級活動 17:25～17:30 1校時 17:30～18:10 2校時 18:15～18:55 休憩（補食） 18:55～19:15 3校時 19:15～19:55 4校時 20:00～20:40 清掃 20:40～20:45
日本語指導	国語、理科、社会の代わりに実施。	日本語支援は行うが、日本語だけを学ぶ授業はない。

東京都では、公立中学校夜間学級が8校に設置されており、そのうち5校に日本語を十分に話すことができない人のために、夜間日本語学級が設置されています。

Q18 公立夜間中学の設置以外に、住民ニーズに対応した学び直しなどの教育機会の提供は、どのような方法が考えられるのか教えてください。

A18: 市町村が担う教育機会の提供には、社会教育事業など、様々な形態や手法が用いられています。道内においても、様々な理由により、学齢期に就学することの出来なかった方々を対象に、「学びなおしの機会」として学習する場を提供する取組や、道外においても様々な取組があります。ここでは、道内外の市町村教育委員会等による教育機会の提供に関わる実践を紹介します。

1 【北海道苫小牧市】（市単独事業）

『再チャレンジ塾「ナナカマド教室」』の取組

対象者：15歳以上の市民

「昼の部」…様々な理由により、学齢期に就学することの出来なかった高齢者層

「夜の部」…上記に加え、昼間は就労等で時間がとれない若年層等

学習内容：「昼の部」…小学校3・4年生程度の国語、算数、社会、英語、見学学習、学校を利用した授業体験・給食体験

「夜の部」…小学校5・6年生程度の国語、算数

募集人数：昼の部、夜の部ともに20名

実施回数：昼の部…年7回、1回2時間半程度、夜の部…年5回、1回2時間半程度

費用：無料

その他：指導者は教員経験者

2 【岡山県教育委員会】

『公民館等を活用した夜間学び直し推進事業』

学び直しのニーズ把握を目的とした市町村等への委託事業

(1) 【岡山県津山市】

『無料教室「まなびカフェ」』の取組

対 象 者：市民かつ「不登校や病気、その他家庭の事情で小中学校の勉強を十分にできなかった人」、「外国籍で、日本語は話せるが読み書きが苦手な人」など

学習内容：小中学校の国語、算数、数学、英語

実施回数：毎月4回、1回2時間程度

費 用：無料

そ の 他：学習内容等は受講希望者と相談しながら運営されています。



「岡山県津山市ホームページ」より

(2) 【岡山県備前市】

『備前で「学び直し」！夜間学び直し事業』の取組

対 象 者：戦後の混乱や不登校などの理由で中学校に十分通えなかった方

学習内容：小学校の学習から中学校の内容まで

実施回数：月2回、1日2時間程度

指 導 者：学校の元先生や大学生など（受講者の希望に合わせて指導者を決めている）

費 用：無料

そ の 他：自分のペースで勉強できるよう、一人ひとりの希望に応じた内容で学習を進めている。
希望者には市立高校への入学サポートも実施。指導者は教員経験者、大学生。

3 【千葉県松戸市】（市単独事業）

もう一度基礎を学びたい人を対象にした「基礎学習講座」の取組

対 象 者：市内在住または在勤・在学の方で「基礎的なことを再び学びたい」「基本的な内容の学習を継続したい」方

学習内容：中学校教科書の内容を基本として、国語・数学・社会（歴史分野・社会総合）・英語
国語1, 2・数学1, 2・英語1, 2, 3・社会A（歴史）・社会B（社会総合）の9講座
* 1講座だけの受講も可能で、同一教科の受講は2講座以内

募集人数：各教科24人（抽選）

受講期間：令和2年4月から令和3年3月（土日、祝日、第4月曜は休講）

・前期：4月20日から7月17日 ・後期：10月19日から3月5日

* 修了には5割以上の出席が必要

費 用：無料（教材費は自己負担）

そ の 他：指導者は教員経験者

<参考 時間割>

時 間		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1 時限目	13 時 15 分から 14 時 15 分	国語 1	英語 2	国語 1	な し	英語 2
2 時限目	14 時 25 分から 15 時 25 分	国語 2	英語 3	国語 2	社会 A	英語 3
3 時限目	15 時 35 分から 16 時 35 分	な し	数学 1	数学 1	社会 A	数学 2
4 時限目	16 時 45 分から 17 時 45 分	社会 B	英語 1	社会 B	英語 1	数学 2

4【大阪府豊中市】(市単独事業)

識字教室などの取組

対 象 者：日本人、外国籍の成人

学習内容：生活に必要な日常会話から読み書き・計算などをそれぞれの進度に応じて学習

※多文化共生、識字・日本語教室など、様々な形で運営されている。

○「よみかき・きょうしつ・とよなか」

学習内容：テーマに沿って詩の朗読やゲームなど、会話や読み書きの学習

実施場所：豊中人権まちづくりセンター

実 施 日：木曜日19：30～21：00

○「にほんごよみかき交流」

学習内容：日本語ボランティアの先生とペア、あるいは小グループになり、学習者のレベルやニーズに合わせた学習

実施場所：中央公民館

実 施 日：木曜日10：00～11：30

○「日本語よみかき教室・庄内（外国人のための日本語講座）」

学習内容：外国人を対象とした初歩的な日本語の会話・読み書きを身につける。入門クラスと発展クラスの2クラス制

実施場所：庄内公民館

実 施 日：金曜日10：00～11：30

○「にほんごよみかき教室（交流会）」

学習内容：日本語ボランティアの先生とペア、あるいは小グループになり、学習者のレベルやニーズに合わせた学習

実施場所：蛍池公民館

実 施 日：火曜日14：00～15：30

○「日本語講座（初級Ⅰ・初級Ⅱ、よみかき教室千里）」

学習内容：在住外国人を対象とした日本語学習

実施場所：千里公民館

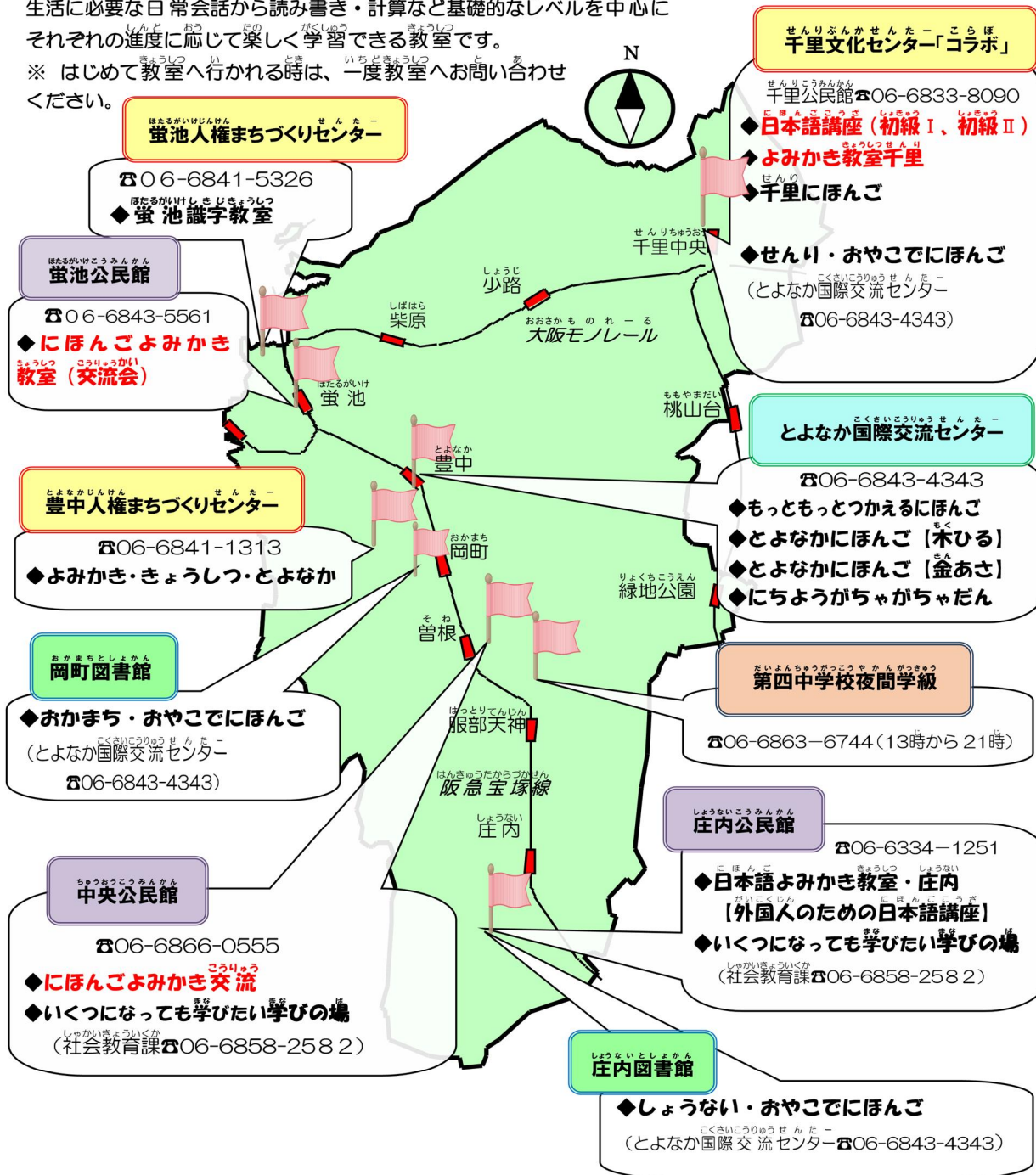
実 施 日：木曜日18：30～20：00

※上記のほか、外国人も日本人のボランティアも親子で参加する「おやこでにほんご」の取組が庄内図書館などで行われている。

豊中市 日本語・よみかき情報地図

生活に必要な日常会話から読み書き・計算など基礎的なレベルを中心にそれぞれの進度に楽しく学習できる教室です。

※ はじめて教室へ行かれる時は、一度教室へお問い合わせください。



問合せ／詳しくは各教室にお問い合わせください。
 事務局／豊中市教育委員会事務局 社会教育課

〒561-8501 大阪府豊中市中樞塚3丁目1番1号 ☎ 06-6858-2582

※このチラシは、令和元年(2019年)9月に作成したものです。

「大阪府豊中市教育委員会ホームページ」より

Q19 「公立夜間中学」の設置を検討する際の、相談窓口や問合せ先を教えてください。

A19： 公立夜間中学については、北海道教育委員会や文部科学省のホームページにおいて、全国の設置状況やこれまでの通知文など、参考となる資料を掲載していますので、ご活用ください。

また、ご相談されたいことやご不明なことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

◎ 北海道教育委員会

学校教育局義務教育課

電話番号：011-231-4111（内線 35-766）

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/yakan-chugaku.htm>

◎ 文部科学省

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

電話番号：03-5253-4111（内線 2007）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm

おわりに

本資料では、文部科学省等の資料や他都府県で実施されている様々な取組を参考に事例などとして取りまとめ掲載させていただきました。

全国には、ここで掲載した取組のほか、それぞれの地域の実情や住民のニーズに応じた多くの取組があります。

道教委といたしましては、今後とも、本道における公立夜間中学設置等による教育機会の確保に向け取り組んでまいります。

各市町村教育委員会におかれましては、本資料等をご活用いただくとともに、義務教育に関わる学びの提供の在り方についての具体的な検討の際には、お気軽に上記連絡先宛て、お問い合わせいただければ幸いです。

公立夜間中学設置等による
教育機会の確保に向けて